

令和元年7月18日

第25回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第25回総会議事録

1. 日 時 令和元年7月18日(木) 午後2時40分
2. 会 場 北信支所 大会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 5番 加藤 良子 6番 穴戸 忠一
7番 渡邊 敏明 8番 加藤 功 9番 油井 妙子
11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴 13番 佐藤ミツエ
14番 渡邊 賢一 15番 尾形 寅昭 16番 古関 恵子
17番 関 健一 18番 安田 善喜 19番 渡邊 友一
20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕 22番 穴戸 薫
23番 鈴木 顯典 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 10番 渡邊 俊春
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 野田 昌宏 主 査 菊田 いづみ
農地係長 阿部 裕一 主 査 吾妻 訓圭

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について
- 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第6号 現況確認証明願出について
- 第7号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第8号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第9号 荒廃農地の区分の判断について
- 第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

- 第1号 農地等の買受適格証明願出について
- 第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第6号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第7号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第8号 農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について

事務局長
会 長
事務局長
議 長
農地係長
議 長

ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議 長
農地係長
議 長

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

届出欠席、ございません。

事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、全員の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期、第25回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

3番：柴山 栄重委員、15番：尾形 寅昭委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の吾妻主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日17時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長
農地係長
議 長
農地係長

ご異議ございませんので、会期は本日17時までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

【議案第1号から報告までを上程する。(237件)】

合計237件、令和元年7月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議案第1号について事務局の説明を求めます。

2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転5件、賃借権設定3件、使用貸借権設定4件の計12件の許可申請で、市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議 長
2 番
議 長
2 番

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長2番(発言を求める。)

2番(発言を許可する。)

新規農業開始のための申請でありまして、内容等については記載のとおりでございます。譲受人は52歳ということで、新規農業の中で、シロツメクサという、四つ葉のクローバーを栽培したいということでございます。10畝で大体2000円程度で販売できるということで、結婚式場を始め、販売先もきちんと見通して計画をされていると聞いております。新しい感覚での経営でございますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

議 長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6 番 議長6番（発言を求める。）

議 長 6番（発言を許可する。）

6 番 譲受人は浪江町から避難されている方で、現在、飯坂町平野地区に家を建てております。農業の経営規模を維持するということで、野菜畑にするとのこと。審議の程をお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

13 番 議長、13番（発言を求める。）

議 長 13番（発言を許可する。）

13 番 整理番号3番については、私の同居の親族の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議 長 議事を一時休議します。13番、一時退席願います。

13 番 〔一時退席する〕

議 長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12 番 議長12番（発言を求める。）

議 長 12番（発言を許可する。）

12 番 内容については記載のとおりでございます。経営移譲年金受給のための再設定ということで、区域協議会においては問題なく、許可相当と判断したところでございます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16 番 議長16番（発言を求める。）

議 長 16番（発言を許可する。）

16 番 譲渡人と譲受人は親子関係にあります。経営移譲年金受給のために、使用貸借権の設定をするものです。内容は記載のとおりです。20日の区域協議会では問題ないと判断されました。よろしくお願いたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

しましたので、よろしくお願ひします。

20番 議長20番(発言を求める。)

議長 20番(発言を許可する。)

20番 整理番号10番の譲受人の、経営面積7aと書いてありますけれども、調査書の方には47aなんだけれども、これはどっちが正しいのか。

23番 調査書の方は、権利取得後の面積です。もともと、新規営農開始となっておりますが7aだけ、さくらんぼを作っておりましたので、台帳の取り扱いでは、新規ということです。

議長 20番、よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番までの12件、原案のとおり許可と決定いたします。

13番 13番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

議長 (入室、着席する。)

農地係長 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

5ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出についての案件は、申請者より農地所有権移転の方法を変更したいとの事由による取消願出で、市処分案件です。

区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番(発言を求める。)

議長 6番(発言を許可する。)

6番 今年の3月に総会議案3条1項の規定の許可の申請があり、承認されました。取り消そうとする許可処分は平成31年3月20日付福島市農委指令第130号で、その内容を農業経営基盤強化促進事業の所有権移転事業に切り替えるためです。審議の程お願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

農地係長 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

6ページをご覧ください。議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けた事業の転用期間等が変更となったことによる変更承認申請で、計1件の市処分案件です。

申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。
 区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。
 よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 10番 議長10番（発言を求める。）
 議長 10番（発言を許可する。）
 10番 既に平成30年、6月30日に許可が下りている案件でございましたが、その後、現場の整地をしたところ、石が出てきまして、当初さつまいもを作付する予定でございましたが、作付できないということにより、今回、作物をそばに変更するという案件でございます。区域協議会においては問題なく、許可相当と認めましたので、審議の程よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号2番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。
 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
 農地係長 7ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転5件、賃借権設定4件、使用貸借権設定4件の計13件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
 区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 2番 議長2番（発言を求める。）
 議長 2番（発言を許可する。）
 2番 整理番号1番につきましては、社会福祉法人が、この地区に知的障がい者の皆様方の更生施設を設置したいということで、現在はバスによる送り迎えをして活動をされております。今、入所待機されている方は7名いらっしゃいまして、知的障がい者の皆さん方の親御さん達が大変、高齢になっておりまして、なかなか面倒を見れないということで、このような共同生活施設を作りたいという申請でございます。
 2番につきましては、宗教法人が、国道114号線の開通によりまして、境内が分断されまして、駐車場敷地が手狭になったため、この土地を買い受けまして、拡張を図りたいということで、区域協議会では、許可相当と判断させていただきましたので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
 農地係長 区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。
 よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6 番	議長 6 番（発言を求める。）
議長	6 番（発言を許可する。）
6 番	譲受人は、伊達市でお父さんと一緒に歯科医師をやられております。転用計画ですが、歯科 医院併用住宅敷地、露天駐車場収容 1 4 台となっており、区域協議会としても、許可相当と 判断しました。以上です。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号 3 番、整理番号 4 番から 8 ページ、7 番までの 4 件、判断基準の詳細は別添「調査 書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1 0 番	議長 1 0 番（発言を求める。）
議長	1 0 番（発言を許可する。）
1 0 番	整理番号 4 番につきましては、分家住宅建設のための使用貸借権の設定でございます。 5 番につきましては、お寺の駐車場が不足しているということで、駐車場 6 台分、所有権の 移転をお願いしたいという案件でございます。
	整理番号 6 番と 7 番につきましては、譲受人が同じ事業所です。この案件 2 件につきましては は、携帯基地局の建設のための工事敷地ということで、一時転用でございます。6 番につ きましては、資材置場 1 6 . 8 m ² 、露天駐車場収容 2 台、7 番については、仮設事務所、仮設 トイレ、資材置場、露天駐車場の敷地でございます。いずれについても一時転用ございま す。この件について区域協議会では、特に問題なく許可相当と判断いたしましたので、ご審 議の程、よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号 4 番、整理番号 8 番の 1 件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。 よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1 2 番	議長 1 2 番（発言を求める。）
議長	1 2 番（発言を許可する。）
1 2 番	内容については記載のとおりでございます。除染資材置場、また、露天駐車場における一時 転用ございまして、周りの農地等に及ぼす影響もないということで、区域協議会におきま しては許可相当と、判断したところでございますので、ご審議の程、よろしくお願ひいた いと思ひます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号 5 番、整理番号 9 番及び 1 0 番の 2 件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおり です。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15 番 議長15番(発言を求める。)

議長 15番(発言を許可する。)

15 番 土地の表示から備考まで、記載のとおりであります。
整理番号9番については、譲受人は譲渡人の娘さんの旦那さんです。今まで一緒に住んでいたんですが、分家住宅を実家の脇に造るということでございます。
10番につきましては、譲受人の事業所が、ソーラー事業地までの、現場に行く道が狭いので、道路を広げる工事をする期間の一時転用案件でございます。
いずれも松川区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお祈いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 9ページ、区域番号6番、整理番号11番及び12番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお祈いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21 番 議長21番(発言を求める。)

議長 21番(発言を許可する。)

21 番 整理番号11番の案件は、長女との共有の農家住宅敷地、整理番号12番は、二男の分家住宅敷地ということで、区域協議会では問題なしと判断しました。審議の程よろしくお祈いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号13番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお祈いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24 番 議長24番(発言を求める。)

議長 24番(発言を許可する。)

24 番 申請者の関係は夫婦でございます。譲渡人は相続で土地を持っておられ、そこに夫である譲受人が分家住宅という形で住宅を新築するというものでありまして、周辺農地には支障のない所でありまして、区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番までの13件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 10ページをご覧ください。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業

計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けた除染事業について、転用期間が変更となったことによる変更承認申請で、計1件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 1 番

議長21番（発言を求める。）

議 長

21番（発言を許可する。）

2 1 番

内容については記載のとおりでございます。除染作業の延長による計画の変更ということで、区域協議会では問題ないと判断されました。審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長

それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長

異議なしと認め、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長

11ページをご覧ください。議案第6号、現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。

証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号5番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 5 番

議長15番（発言を求める。）

議 長

15番（発言を許可する。）

1 5 番

この願出事由に書いてありますとおり、昭和35年頃に道を造ったわけですが、その時に、川と林道の間、土地が残ったんですね、それを登記していない事が今になってわかりまして、その土地を市に寄付するという話です。先の松川区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、よろしくお願ひします。

議 長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長

それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長

異議なしと認め、議案第6号、現況確認証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 12ページをご覧ください。議案第7号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。

一般分のうち利用権設定が76件、217,377.47㎡、所有権移転が5件、9,365㎡、JAふくしま未来、農地利用集積円滑化団体への貸付分が27件、90,679㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

一般分ですが、議案書13ページ、区域番号1番、整理番号1番から14ページ、6番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。

よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 記載のとおり、再設定の申請でございまして、それぞれの皆様方、適切に、農地を耕作されておりましたので、区域協議会では、問題なしと判断させていただきました。よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号7番から16ページ、23番までの17件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 再設定の件が14件、新規の件が3件です。先日開催されました区域協議会で担当委員より調査の説明を受け、問題なしと判断されました。以上です。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号24番から17ページ、33番までの10件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 新規が2件、25番、26番でございます。利用権の設定を受ける者が水稻を作るということで新規に設定した状況ですが、そのほか8件につきましては、再設定で現在も作付している状況の確認ができておりますので、区域協議会では、許可相当と判断をいたしました。どうぞよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 2
農地係長 2
議 長 2
1 2 番 2
議 長 2
1 2 番 2

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
1 8 ページ、区域番号 4 番、整理番号 3 4 番から 1 9 ページ、4 3 番までの 1 0 件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長 1 2 番（発言を求める。）
1 2 番（発言を許可する。）
内容については記載のとおりでございます。再設定につきましては、すべてきちんと、耕作されているということで、区域協議会では問題なしと判断したところでございます。
また、新規の案件でございますが、3 5 番については、利用権の設定をする者のお父さんが亡くなって、相続しましたが、耕作できないということで、設定をするという案件でございます。
3 8 番は、利用権を設定する者が、高齢のため規模を縮小するということで、設定を受ける者が借り受けるという案件でございます。
4 0、4 1、4 3 番は、利用権を設定する者が以前、別の方に貸していたんですが、借りていた方が高齢によりまして、新たに、利用権の設定を受ける者が借り受けるという案件でございます。
また、4 1 番につきましては、貸していた方が、農業を縮小するということで、利用権の設定を受ける者が借り受けるという案件でございます。
4 3 番でございますが、利用権を設定する者が、貸していた方が、農業を縮小するということで、返されたために、新たに、利用権の設定を受ける者が借り受けるという案件でございます。
区域協議会では問題なしと判断したところでございます。よろしくお願いいたしますと思います。

議 長 2
只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 2
農地係長 2
議 長 2
1 5 番 2
議 長 2
1 5 番 2

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号 5 番、整理番号 4 4 番から 2 1 ページ、5 1 番までの 8 件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長 1 5 番（発言を求める。）
1 5 番（発言を許可する。）
再設定につきましては、きちんと耕作されておりまして、先の区域協議会では問題なしと判断いたしました。
また、4 6 番は新規でございますが、地元で頑張っておられる方です。
4 7 番につきましては、以前に契約していたんですが、契約期間切れになって新規扱いとなった案件なので、問題ありません。
5 0 番につきましては、地元で頑張っている方で、的確に耕作されると思います。
なお、新規の方々も、先の区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 2
只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長	2 1 番 (発言を許可する。)
2 1 番	内容につきましては記載のとおりでございます。後程出てきますけれども、これは、平石のぶどう団地の契約の更新に伴い、所有権移転に切りかえるということですので、区域協議会では問題なしと判断されました。審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	2 9 ページ、J A ふくしま未来、農地利用集積円滑化団体分ですが、区域番号 2 番、整理番号 1 番及び 2 番の 2 件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6 番	議長 6 番 (発言を求めろ。)
議 長	6 番 (発言を許可する。)
6 番	まず 1 番ですけれども、利用権を設定する者は森林組合に勤めており、J A さんを通じて鎌田の、利用権の設定を受ける者に貸し付ける案件でございますので、問題ありません。2 番ですけれども、この件は水稻栽培となっております、再設定の案件でございますので問題ありません。以上です。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号 4 番、整理番号 3 番及び 4 番の 2 件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1 2 番	議長 1 2 番 (発言を求めろ。)
議 長	1 2 番 (発言を許可する。)
1 2 番	3 番については新規の案件でございますが、利用権の設定を受ける者の農地が、利用権を設定する者の農地のわきにありまして便利なため、この農地を借り受けるという案件でございます。また 4 番の案件については再設定ございまして、現在、利用権の設定を受ける者は、きちんと適正に管理・耕作をしているということで、区域協議会では問題なしと判断したところでございます。以上でございます。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号 5 番、整理番号 5 番から 3 4 ページ、1 7 番までの 1 3 件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1 5 番	議長 1 5 番 (発言を求めろ。)
議 長	1 5 番 (発言を許可する。)
1 5 番	整理番号 5 番から 1 7 番までの 1 3 件でございます。いずれも適確に耕作されております。先の区域協議会においては問題なしと判断いたしました。よろしくお願いたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号18番から35ページ、25番までの8件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議 長 21番（発言を許可する。）

21番 区域番号6番、整理番号18番から25番までの8件でございますが、内容につきましては記載のとおりでございます。8件とも全て再設定ということで、区域協議会では問題なしと判断されました。審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号26番及び27番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議 長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号26、27番の2件であります。再設定でもあり、利用権の内容のとおり適正に耕作されるものと区域協議会では判断しております。よろしくご審議をお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第7号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

農地係長 次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。
36ページ、議案第8号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。
37ページ、区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議 長 6番（発言を許可する。）

6番 変更の内容は農用地区域の一部除外です。農家住宅で、問題ありません。以上です。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番の1件、詳細は「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議 長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号2番でございますが、農家住宅の敷地拡張のための農用地区域の除外でございます。特に問題ないということで、協議会の方では許可相当と決定いたしましたので、ご審議をお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 〔「異議なし」の声〕

農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号4番、整理番号3番の1件、詳細は「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

13番 議長、13番（発言を求める。）

議 長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号3番については、私の同居の親族の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議 長 議事を一時休議します。13番、佐藤ミツエ委員、一時退席願います。

13番 〔一時退席する〕

議 長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議 長 12番（発言を許可する。）

12番 内容については記載のとおりでございます。変更申出者は、所有者のお孫さんにあたりまして、現在、一生懸命、農業をやっております、今回の、所有者の住宅のわきの農地に分家住宅を建てるということでございます。区域協議会では、問題なしと判断したところでございますので、ご審議の程、よろしくお願いいたしますと思います。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 〔「異議なし」の声〕

農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号5番、整理番号4番及び5番の2件、詳細は「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議 長 15番（発言を許可する。）

15番 4番につきましては、農家住宅敷地の拡張ということで、農振の除外の申請でございます。5番につきましては、変更申出者は、娘婿さんであります。分家住宅を建てるための除外申請でございます。先の区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号6番から8番までの3件、詳細は「調査書」のとおりです。 よろしく願いいたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議 長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号6番ですが、ここは分家住宅のため、7番、8番は、西道路南進に伴いまして、防火水槽を移設するため、ということなので、区域協議会では問題なしと判断されました。審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	38ページ、区域番号7番、整理番号9番から12番までの4件、詳細は「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長（会長）	会長職務代理、22番（発言を求める。）
会長職務代理	22番（発言を許可する。）
会 長	整理番号11番及び12番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
会長職務代理	議事を一時休議します。22番、宍戸薫会長、一時退席願います。
宍戸会長	〔一時退席する〕
会長職務代理	それでは、農業委員会等に関する法律第5条及び福島市農業委員会会議規則第5条により、暫時議長を務めさせていただきます。
議 長	議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議 長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号9、10、11番につきましては、分家住宅となっております、周辺営農に支障がないと確認されております。 整理番号12番につきましては、所有者の建物が、農地にはみ出ていたと、いうことでありまして、整理番号11番の申請と同時に、今回、是正をするということでもありますので、これも、周辺営農には問題ないということで、区域協議会では除外やむなしと判断いたしております。よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	異議がないようですので、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	異議なしと認め、議案第8号 福島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定につい

今回、認定農業者に申請された方で、区域協議会では認定に問題なしと判断させていただきました。よろしくお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号4番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 2 番 議長1 2番（発言を求める。）

議 長 1 2番（発言を許可する。）

1 2 番 申請者は3年前に就農しまして、両親と一所懸命、農業をやっております。5年後の目標についても達成できるものと思われしますので、区域協議会では認定について問題なしと判断したところでございます。ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 次に、4 3ページ認定農業者の再認定について、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 番 議長2番（発言を求める。）

議 長 2番（発言を許可する。）

2 番 整理番号1番から3番までの3件でございます。再認定の申請でございまして、整理番号3番の申請者は、息子さんとの共同申請ですが、この方々、東部地区では施設野菜1位、2位、3位を争っている大変優秀な農家でございまして、再認定に問題なしと区域協議会では判断させていただきました。よろしくお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号2番、整理番号4番から4 5ページ、1 2番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

4 番 議長4番（発言を求める。）

議 長 4番（発言を許可する。）

4 番 整理番号6番については、私の認定に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31号の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議 長 議事を一時休議します。4番、一時退席願います。

4 番 〔一時退席する〕

議 長 それでは、議事を再開します。
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6 番 議長6番（発言を求める。）

議 長 6番（発言を許可する。）

6 番 区域番号2番、整理番号4番から12番の9件ですが、地域を代表する農業者です。5年後の改善計画を達成されると認められ、区域協議会でも問題なしと判断されました。以上です。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「[異議なし]の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号13番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 申請者は現在、ハウスの中でいちごを栽培しておりまして、特に問題なく安定経営をしております。常時雇用者、あとアルバイト等を活用して、特に問題なく進んでおります。再認定については区域協議会の方では問題なしと判断されましたのでよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「[異議なし]の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号14番から47ページ、20番までの7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

会長職務代理 議長11番（発言を求める。）

議長 11番（発言を許可する。）

会長職務代理 整理番号17番については、私の認定に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31号の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。11番、一時退席願います。

11番 「[一時退席する]」

議長 それでは、議事を再開します。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 みなさんそれぞれ、区域においてはリーダー的な存在でございまして、5年後の目標についても達成できるものと、区域協議会では再認定なので問題なしと判断したところでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「[異議なし]の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号21番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 内容は記載のとおりでありまして、5年後の計画も達成されるものと、先の区域協議会では

判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号6番、整理番号22番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議 長 21番（発言を許可する。）

21番 申請者は奥さんと娘さんの3人で、水稻、果樹の複合経営を行っており、区域協議会では問題なしと判断されました。審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号7番、整理番号23番及び24番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議 長 24番（発言を許可する。）

24番 いずれも再設定でありまして、5年後の目標、ならびに経営改善計画の内容につきましては、区域協議会で適正と判断しております。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 次に、認定農業者の変更について、48ページ区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議 長 6番（発言を許可する。）

6番 変更の内容は、家族経営協定への、次男さんの加入によるためです。果樹の方は現状維持をし、稲作の拡大を図りたいとのことで、問題ないです。以上です。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 次に、認定新規就農者ですが、49ページ、区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議 長 6番（発言を許可する。）

6番 申請者は施設にてトマトの養液栽培を目指す農業者です。年々施設を増やし、作付を多くし、

生産量も増やしたいと頑張っているところで、問題ありません。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号4番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 2 番 議長1 2番（発言を求める。）

議 長 1 2番（発言を許可する。）

1 2 番 申請者は、会社員であります。退職をしまして、お父さんから農地を借り受けて、農業を新規で行うということで、区域協議会では問題なしと判断したところでございます。よろしくご審議の程、お願ひ申し上げます。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号7番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 4 番 議長2 4番（発言を求める。）

議 長 2 4番（発言を許可する。）

2 4 番 申請者は3条申請でご審議をいただいた方であり。内容のとおりの方でござい。ますので、区域協議会では特に問題ないと判断しております。よろしくご審議お願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは、簡易採決により、議案第1 0号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第1 0号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
4番、1 1番が入室しますので、議事を一時休議いたします。
(入室、着席する。)

4番、1 1番 議 長 次に、報告を事務局よりお願ひいたします。

農地係長 議案書5 0ページ、報告第1号、農地等の買受適格証明願出について、区域番号2番、整理番号1番の1件について記載内容の証明を行っております。
議案書5 1ページ、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号3番、整理番号2番の1件、区域番号4番、整理番号3番及び4番の2件、区域番号5番、整理番号5番及び6番の2件、区域番号6番、整理番号7番の1件、5 2ページ、区域番号7番、整理番号8番から1 0番までの3件、以上1 0件について、記載内容の受理を行っております。
議案書5 3ページ、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受

理について、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号2番、整理番号3番から5番までの3件、54ページ、区域番号7番、整理番号6番の1件、以上6件について、記載内容の受理を行っております。

議案書55ページ、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号2番、整理番号3番から56ページ、7番までの5件、区域番号3番、整理番号8番の1件、区域番号4番、整理番号9番の1件、区域番号5番、整理番号10番の1件、57ページ区域番号6番、整理番号11番及び12番の2件、以上12件について記載内容の受理を行っております。

議案書58ページ、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号4番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号7番、整理番号3番及び4番の2件、以上4件について記載内容の受理を行っております。

議案書59ページ、報告第6号、許可の条件を履行したことの証明について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号3番、整理番号2番の1件、以上2件について、記載内容の証明を行っております。

60ページ、報告第7号、地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号3番、整理番号2番の1件、区域番号4番、整理番号3番の1件、以上3件について、記載内容の回答を行っております。

61ページ 報告第8号 農業者年金業務（1）老齢年金支給裁定について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号4番、整理番号2番及び3番の2件、以上3件について進達し、裁定されたものです。

報告は以上です。

議長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

〔質問等なし。〕

議長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。

次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会においてご報告いたしました。追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

農地係長 追加・変更ございません。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

〔その他、発言なし。〕

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 （会長職務代理より閉会の言葉）

慎重審議ありがとうございました。これで、第25回総会を終了いたします。

（午後4時15分）

令和元年7月18日

これは、福島市農業委員会第25回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人3番 _____

議事録署名人15番 _____